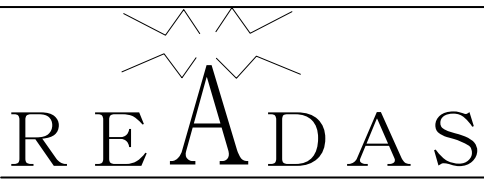


第 5954 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 5月14日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

仮想通貨の会計処理

Q：仮想通貨の会計処理は、どのようになっていますか？

A：企業会計では、次のように取り扱われます。

【解説】

企業会計では、仮想通貨の会計処理を次のように取り扱うこととしています。

- ① 仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者は、保有する仮想通貨について、活発な市場が存在する場合、市場価格に基づく価額をもって当該仮想通貨の貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理する。
- ② 仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者は、保有する仮想通貨について、活発な市場が存在しない場合、取得原価をもって貸借対照表価額とする。期末における処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む）が取得原価を下回る場合には、当該処分見込価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価と当該処分見込価額との差額は当期の損失として処理する。
- ③ 前期以前において、上記に基づいて仮想通貨の取得原価と処分見込価額との差額を損失として処理した場合、当該損失処理額について、当期に戻入れを行わない。

なお、法人税法では、短期売買商品や売買目的有価証券などの資産について、期末時点で評価替えをして、評価損益を認識することとなっていますが、仮想通貨はこれに該当しないこととなっていますので、期末に評価替えをして評価損益を認識することはありません。

